

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料	区分	該当箇所						質問・意見・提案内容	回答
			頁	章	数字	(数字)	数字	別紙		
1	提案様式集	質問							<p>【提案様式集「書類の提出時の留意点について」】 2. 入札参加資格審査(入札資格審査)提出書類(様式2-1~2-15)について、・バインダーは、A4・2穴式とし、簡易でかさばらないもの(取り外しが可能なもの)を使用し、表紙及び背表紙に「鳥取県宮住宅上栗島団地建替事業に関する提出書類」、入札参加者名(参加グループ名)を記載したものを1部提出することとなっておりますが、様式2-13「その他の添付書類」では、※ 下記の添付書類は、正本及び副本各1部を提出することとなっております。こちらはどちらの記載が正しいでしょうか?ご教授願います。</p>	<p>正本(1部)、副本(1部)の各1部を提出してください。別途、様式の修正をご確認ください。</p>
2	提案様式集	質問							<p>【提案様式集「書類の提出時の留意点について」】 正本・副本共に事業提案書等及び図面集については、「事業提案書等:A4ファイル」と「図面集:A3ファイル」にファイルを分けて提出することによってよろしいでしょうか。正本は1冊にまとめる必要がありますでしょうか。</p>	<p>「事業提案書等:A4ファイル」と「図面集:A3ファイル」を分けて提出してください。正本も分けて提出してください。</p>
3	提案様式集	質問	12						<p>入札参加資格審査に関する提出書類、様式2-8・2-9・2-10の担当予定の監理技術者について、将来の予定ですので担当者変更は可能との理解でよろしいでしょうか、また担当監理技術者に必要な工事実績の規模等の記載が無いように思いますが、不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>監理技術者の変更は可能です。担当監理技術者の工事実績の規模等の記載は不要です。</p>
4	提案様式集	質問	24						<p>事業提案書(一次選考用)(表紙)(様式4-1)の留意事項が「書類の提出時の留意点」と相違しています。1次審査の正しい内容(部数、正副合の別、添付資料の有無)をご教示ください。</p>	<p>事業提案書(一次選考用)は以下のとおり提出願います。 ・部数及び正副の別:正本(1部)、副本(5部) ・添付資料:添付資料は不要です。 ・その他:バインダーA3・2穴式またはレールファイルA3とし、簡易でかさばらないもの(取り外し可能なもの)を使用し、表紙及び背表紙に「鳥取県宮住宅上栗島団地建替事業に関する提出書類」、「提案受付番号」を記載してください。 別途、様式を修正したのでご確認ください。</p>
5	提案様式集	質問	58						<p>様式9-2は、「A4 2枚以内」事業の提案と別に、全体工程計画をA3 1枚追加することによってよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	提案様式集	質問	74						<p>【様式11-11】 工事計画図に制限枚数の記載がありません。枚数に上限はありますでしょうか。</p>	<p>A3 1枚以内でお願いします。 別途、様式を修正したのでご確認ください。</p>
7	提案様式集	質問	15						<p>【入札資格審査提出書類(様式2-11)】 工事実績調書の添付書類に「建築確認申請書に添付された建築計画概要書及び図面」とあるが、提出予定の工事に於いて受領していない為、施主である鳥取県西部総合事務所に該当書類の写しを求めることになります。対応いただけない場合や間に合わない場合は、コリンズの書類で代用することは出来ないでしょうか?</p>	<p>原則、指定の書類を提出いただきたいが、提出が難しい場合は、コリンズ及び契約図面等の代用を認めます。</p>
8	特定事業契約書	質問	58					6	<p>【特定事業契約書(案) 別紙6】 別紙6 1(1)において、設計完了時点で本件工事費が不適当となり、協議に要する期間は、着工しなかった場合、または(2)において、工事を中断せざるを得ない場合、協議の期間分の工期延長は認められるか確認させていただきたい。 また(3)(4)の場合、協議資料としてどのような資料が必要か確認させていただきたい。</p>	<p>別紙6 1(1)に基づき協議する場合及び別紙6 1(2)に基づき協議する場合はいずれも工期の延長を認めます。ただし、工期の延長期間については、県及びPFI事業者で協議することとします。 また、別紙6 1(3)、別紙6 1(4)の協議資料としては、以下のものを想定しております。 ■別紙6 1(3)【単価スライド】 ・購入価格を証明する書類(納品書、請求書、領収書等) ・購入状況がわかる資料(購入先、数量、単価、搬入月、受注者が支払った金額が確認できる資料等) ・見積書(複数社、実際の購入価格が適正であることを証明する資料) ■別紙6 1(4)【インプレスライド】 ・工事出来高内訳書、実施工程表付工事履行報告書等(基準点での出来形、残工事内容を特定する資料) ・賃金・物価の変動を確認する資料(提案時の内訳資料、協議時点の内訳資料等)※県側で労務単価や資材単価が確認できる公の指標を主に用いての算定が必要となります。</p>
9	特定事業契約書	意見	58					6	<p>【令和7年12月23日公表の実施方針等に関する意見に対する回答 No.11に関する質問】 国からの通知等を参考いただき、変動指標、サービス対価の改定基準日をお示しいただく旨、回答いただいておりますが、具体的にどういった内容を今回反映いただいているのか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>変動指標については、「PPP/PFI事業における物価上昇への対応(令和7年3月31日内閣府通知)」の別表に例示される建築費指標を採用しています。 サービス対価の改定基準日については別紙6 8のとおり、提案書提出日としております。 なお、昨今の物価高騰を踏まえて、予算価格については、国の標準建設費を用いて、予算設定時から価格提案時となる令和8年9月までの価格上昇分を見込んで設定しています。</p>
10	特定事業契約書	意見	58					6	<p>【物価変動等による協議について】 物価変動等による工事費が不適当となった場合に協議をすることができる旨、規定いただいておりますが、本件につき、特に著しい価格変動が生じていた場合の協議において、事業者より提案時からの価格変動率を提示するために、協議時点の実勢価格見積書を提示させていただくことになるかと存じますが、その際に貴県からも、「金額の妥当性を客観的に判断するため」に、債務負担行為時の主要部材等の積算単価の公表、及び協議時点の官積算などの実施をいただくことは可能であるという認識でよろしいでしょうか。 特に昨今はウクライナ侵攻やイラン情勢等の、先行きの見通せない世界的な情勢であり、また本事業は事業期間も長期間に渡ることから、ご検討の程よろしくお願い致します。</p>	<p>物価変動に対する契約額の調整は別紙6 8に記載の算定式に基づき行うこととしますので、ご要望の「債務負担行為時の主要部材等の積算単価の公表、及び協議時点の官積算などの実施」は必要ないと考えております。県としても引き続き国の最新の見解等を確認しながら対応していきたいと思います。</p>
11	—	意見							<p>本事業は提案書提出までの期間が長く設定されているため、提案の検討段階において、新たな質問事項等の疑義が生じてくる可能性がありますと考えます。そこで、本質疑回答以降において、個別対話等の発注者-PFI事業者間の対話方式の質疑応答を実施していただきたく存じます。</p>	<p>個別対話については、特定の事業者へ新しい情報が伝わり、公平性が確保できないことから実施する考えはありません。 なお、今後発注者として、お伝えすべき案件が生じた場合は、その内容をHP等でお知らせします。</p>